

# 12月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	11日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	19日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	13日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	4日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	18日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	3日(火)・10日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	18日(水)	14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	3日(火)	14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	20日(金)	14:00~16:00			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制	
	一般相談	14日(土)			10:00~14:40
	一般相談	13日・27日(金)			13:00~16:00

## 消費生活センター ぐらしの豆知識

消費生活センター(☎823-3928)

### 悪質な訪問販売の住宅リフォーム工事にご注意を!!

《事例》ひと月前、築年数の古いマンションにひとりで生活する高齢の母親宅に、住宅リフォーム業者が訪ねて来た。他の居住者宅でも工事を行っていると言われたため、母親はマンションから委託を受けた業者だと思い、家を上げてしまった。室内を見て回りながら、業者に「耐用年数を過ぎていない」と不具合箇所を指摘され、浴室と洗面所のリフォーム工事、換気扇の取り換えなど、勧められるままに契約を交わし、総額250万円を支払った。直近では、5日前にキッチンのリフォームと二重サッシの取り付け契約を交わした。契約金額は、約190万円。領収書は受け取ったが、見積書はなく、契約書がない契約もあった。浴室と洗面所のリフォーム工事と換気扇の取り換えは完了している。未着手の契約を解約したい。

### 《アドバイス》

訪問販売に当たるので、契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、クーリング・オフできます。期間内に工事が始まっていたとしても、クーリング・オフは可能です。また、契約書面を受け取っていない場合は8日間を過ぎていてもクーリング・オフできます。事例において、相談者は予定されているキッチンのリフォームと二重サッシの取り付けのみを解約したいとのことだったため、クーリング・オフ通知の書き方と出し方を伝えました。あわせて、居住マンションの管理会社を通して、居住者に向けて注意喚起してもらうよう話をしました。

築年数の古い住宅をねらった不要不急な住宅リフォーム工事の勧誘には十分注意しましょう。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。